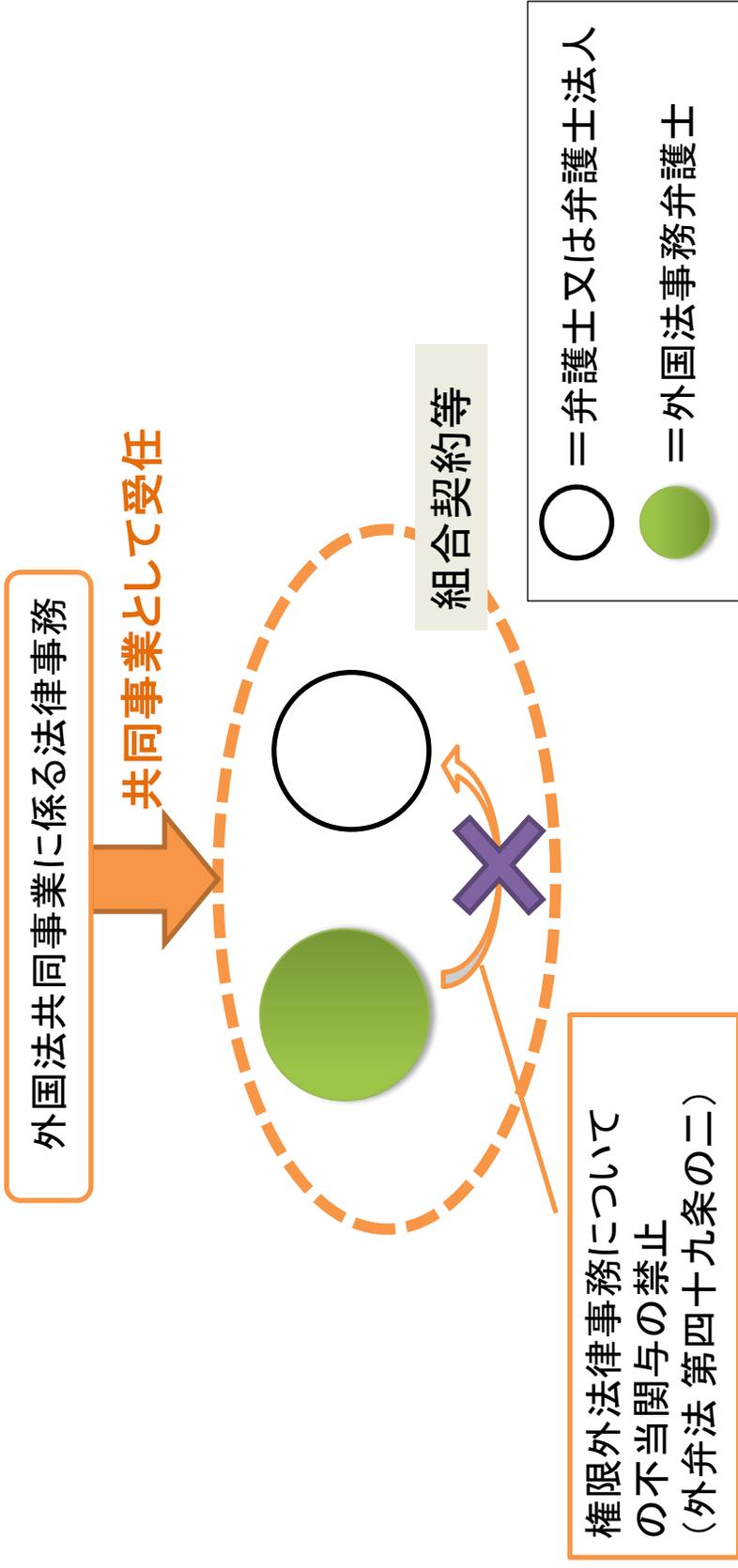


## 外国法共同事業

「外国法共同事業」とは、外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であつて、法律事務を行うことを目的とするものをいう。(外弁法 第二十五条)



注：外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人が事務所を共にする場合とそうでない場合、また外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けている場合とそうでない場合がある。(外弁法 第四十九条の五)